



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

規 則

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第86号) 2519

告 示

- ◇平成24年第4回川崎市議会定例会の招集 (第694号) 2523
- ◇道路区域の変更 (第695号) 2523
- ◇道路の供用開始 (第696号) 2523
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第697号) 2523
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除 (第698号) 2525
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除 (第699号) 2526
- ◇町区域の設定案 (第700号) 2527
- ◇道路区域の変更 (第701号) 2528
- ◇自転車等の撤去と保管 (第702号) 2528
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の決定及び図書の縦覧 (第703号) 2528
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変更及び図書の縦覧 (第704号) 2529
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧 (第705号) 2529
- ◇川崎市宮前区役所まちづくり推進部 企画課刊行物の有償頒布業務に係る 収納事務の委託 (第706号) 2529
- ◇道路区域の変更 (第707号) 2530
- ◇道路区域の変更 (第708号) 2530
- ◇港湾施設の名称、位置、規模等を定めた告示の一部改正 (第709号) 2530
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第710号) 2531
- ◇予防接種の業務を行う医師に関する

- 事項の変更 (第711号) 2532
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定 (第712号) 2532
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (第713号) 2532
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (第714号) 2532
- ◇議決された予算の公表 (第715号) 2532
- ◇自転車等の撤去と保管 (第716号) 2533
- ◇道路の供用開始 (第717号) 2533
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第718号) 2533
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第719号) 2533
- ◇地域密着型サービス事業者等の廃止 (第720号) 2534
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第721号) 2534
- ◇居宅介護支援事業者の廃止 (第722号) 2534
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第723号) 2534
- ◇居宅介護支援事業者の廃止 (第724号) 2535
- ◇居宅介護支援事業者の廃止 (第725号) 2535
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第726号) 2535
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第727号) 2535
- ◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第728号) 2535
- ◇道路区域の変更 (第729号) 2536
- ◇道路区域の変更 (第730号) 2536

号) 2608

職員共済組合公告

◇川崎市職員共済組合組合議員選挙
の当選人(第18号) 2609

区告示

◇自動車臨時運行許可番号標の無効
(宮前区第3号) 2609

区公告

◇住民票の職権消除(川崎区第47号) 2609

◇印鑑登録の抹消(川崎区第48号) 2609

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第49号) 2609

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第38号) 2610

◇住民票の職権消除(中原区第39号) 2610

◇印鑑登録の抹消(中原区第40号) 2611

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第41号) 2611

◇国民健康保険料の滞納処分に係る書
類の公示送達(中原区第42号) 2611

◇国民健康保険料に係る過誤納金還付
通知書の公示送達(中原区第43号) 2611

◇住民票の職権消除(中原区第44号) 2612

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(宮前区第13号) 2612

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(宮前区第14号) 2612

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第15号) 2612

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(多摩区第32号) 2613

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第33号) 2613

◇住民票の職権消除(多摩区第34号) 2613

◇印鑑登録の抹消(多摩区第35号) 2613

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(謄本)の公示送達(麻生区第31号) 2614

規 則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月21日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第86号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び別表第7」を「、別表第7及び別表第14の2」に改める。

第43条第15号を次のように改める。

(15) 1, 2-ジクロロエチレン

第43条中第34号を第36号とし、第27号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の2号を加える。

(27) 塩化ビニルモノマー

(28) 1, 4-ジオキサン

第45条中「第27号」を「第29号」に改める。

第48条第1項第1号中「みて特定有害物質」の次に「(第42条に規定する排水の規制基準が定められた特定有害物質に限る。)」を加える。

第51条を次のように改める。

(事故時の措置に係る物質)

第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第14の2に掲げる物質とする。

第53条第1項第4号中「油類」の次に「(動植物油、鉱油類及び有機溶剤をいう。以下同じ。)」を加える。

第70条第1項第1号ア(ア)中「第27号」を「第29号」に改める。

別表第11アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
------------	------------------	------------------

別表第11備考第7項第4号中「備考3」を「備考7」に改め、同項第5号中「備考15の(b)(第1段を除く。)」を「備考11のb)の1)から3)まで」に改め、同項中第35号を第36号とし、第28号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 1, 4-ジオキサン

環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

別表第14の次に次の1表を加える。

別表第14の2(第51条関係)

事故時の措置に係る物質

1 大気の汚染又は悪臭の原因となる物質

1	アクリロニトリル
2	アクロレイン
3	アセトアルデヒド
4	アンモニア
5	イソ吉草酸
6	イソバレールアルデヒド
7	イソブタノール

8	イソブチルアルデヒド
9	一酸化炭素
10	塩素及び塩化水素
11	黄 ^{りん} 燐
12	カドミウム及びその化合物
13	キシレン
14	クロルスルホン酸
15	五 ^{りん} 塩化燐
16	酢酸エチル
17	三 ^{りん} 塩化燐
18	シアン化合物（アクリロニトリルを除く。）
19	ジクロロメタン
20	脂肪族アミン化合物
21	臭化メチル
22	臭素
23	硝酸
24	スチレン
25	ダイオキシシン類
26	窒素酸化物
27	テトラクロロエチレン
28	トリクロロエチレン
29	トルエン
30	鉛及びその化合物
31	二酸化硫黄
32	二酸化セレン
33	ニッケルカルボニル
34	二硫化炭素
35	二硫化メチル
36	ノルマル吉草酸
37	ノルマルブチルアルデヒド
38	ノルマルパレルアルデヒド
39	ノルマル酪酸
40	ピリジン
41	フェノール類
42	フ ^{ふつ} 素及びフ ^{ふつ} 化水素その他のフ ^{ふつ} 素化合物
43	プロピオンアルデヒド
44	プロピオン酸
45	ベンゼン
46	ホスゲン
47	ホルムアルデヒド

48	メタノール
49	メチルイソブチルケトン
50	メルカプタン類
51	硫化水素
52	硫化メチル
53	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
54	五 ^{りん} 塩化水素

2 水質の汚濁の原因となる物質

1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド
3	アクリル酸
4	アクリロニトリル
5	アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）
6	アルミニウム及びその化合物
7	アンチモン及びその化合物
8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
9	エチル＝（Z）－3－[N－ベンジル－N－[[メチル（1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
10	エピクロロヒドリン
11	塩化水素
12	塩化チオニル
13	塩化ビニルモノマー
14	塩素酸及びその塩
15	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8－オクタクロロ－2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a－ヘキサヒドロ－4, 7－メタノ－1 H－インデン（別名クロルデン）
16	過酸化水素
17	カドミウム及びその化合物
18	キシレン
19	クロム及びその化合物
20	クロルスルホン酸
21	クロルピクリン
22	クロロホルム
23	酢酸エチル
24	酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5.8未満のものに限る。）
25	次亜塩素酸ナトリウム

26	シアン化合物
27	四塩化炭素
28	1,4-ジオキサン
29	1,2-ジクロロエタン
30	1,1-ジクロロエチレン
31	1,2-ジクロロエチレン
32	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
33	1,2-ジクロロプロパン
34	1,3-ジクロロプロペン
35	p-ジクロロベンゼン
36	ジクロロメタン
37	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
38	シマジン
39	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
40	臭素
41	臭素酸及びその塩
42	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
43	水酸化カリウム
44	水酸化ナトリウム
45	スチレン
46	セレン及びその化合物
47	ダイオキシン類
48	チウラム
49	チオベンカルブ
50	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
51	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
52	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
53	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
54	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)

55	鉄及びその化合物
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
58	テトラクロロエチレン
59	銅及びその化合物
60	1,1,1-トリクロロエタン
61	1,1,2-トリクロロエタン
62	トリクロロエチレン
63	トルエン
64	鉛及びその化合物
65	ニッケル及びその化合物
66	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
67	二硫化炭素
68	砒素及びその化合物
69	ヒドラジン
70	ヒドロキシルアミン
71	フェノール類及びその塩類
72	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
73	ふっ素及びその化合物
74	ベンゼン
75	ほう素及びその化合物
76	ホスゲン
77	PCB
78	ホルムアルデヒド
79	マンガン及びその化合物
80	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
81	メチル-ターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)
82	モリブデン及びその化合物
83	有機 ^{りん} 化合物
84	油類
85	硫酸
86	硫酸ジメチル
87	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)

別表第16中

「

シスー1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
------------------	-------------------

を「

1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつきシスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
---------------	---

に改め、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）の項の次に次のように加える。

塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

別表第16備考第3項第16号を次のように改める。

(16) 1, 2-ジクロロエチレン

シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

別表第16備考第3項中第28号を第30号とし、第27号の次に次の2号を加える。

(28) 塩化ビニルモノマー

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法

(29) 1, 4-ジオキサン

環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 1, 4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置された事業所（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）にあつては、平成24年11月25日から適用する。

3 改正後の別表第11による1, 4-ジオキサンに係る規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、平成27年5月24日（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する事業所にあつては、平成26年5月24日）までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。

4 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を

受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。

（条例第46条第5項に規定する規則で定める日）

5 この規則により新たに特定有害物質となった物質に係る川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第46条第5項に規定する規則で定める日は、施行日とする。ただし、同条第2項の規定は、施行日前に設置されている施設（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

6 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年川崎市規則第68号）附則別表備考第3項中「別表第11備考第7項第31号」を「別表第11備考第7項第32号」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種	許容限度
1, 4-ジオキサン	感光性樹脂製造業	1リットルにつき200ミリグラム
	エチレンオキサイド製造業	1リットルにつき10ミリグラム
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	1リットルにつき2ミリグラム
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	1リットルにつき25ミリグラム

備考1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算され

た値が0.5を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- (1) C_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の1,4-ジオキサンの通常の値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - (2) Q_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 1日につき立方メートル)
 - (3) Q とは、当該下水道に係る排水の通常量(単位 1日につき立方メートル)
- 3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第28号に定めるところによるものとする。

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年11月19日から平成24年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成24年11月19日

川崎市長 阿部 孝夫

道路の種類 市道

路線名	区 間	備考
平 第161号線	川崎市多摩区東生田4丁目9430番6先	隅きり 部含む
	川崎市多摩区東生田4丁目9430番6先	

告 示

川崎市告示第694号

平成24年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成24年11月19日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 日 時 平成24年11月26日(月曜日) 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第695号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年11月19日から平成24年12月3日まで一般の縦覧に供します。

平成24年11月19日

川崎市長 阿部 孝夫

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	平 第161号線	川崎市多摩区東生田4丁目9430番3先	2.42	30.32	
		川崎市多摩区東生田4丁目9430番3先			
新	平 第161号線	川崎市多摩区東生田4丁目9430番6先	3.23 ~ 3.33	30.32	隅きり部 含む
		川崎市多摩区東生田4丁目9430番6先			

川崎市告示第696号

道路供用開始に関する告示

川崎市告示第697号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成24年11月19日

川崎市長 阿部 孝夫

- 1 指定する区域
別図のとおり
(川崎市中原区小杉町3丁目446番2、同区新丸子東3丁目447番1、447番15、447番16、447番18、1112番2、1112番5、1114番1、1114番4、1135番1、1135番3の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物